

県南広域振興局長告示第120号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和6年10月29日

県南広域振興局長 小島 純

- 1 (1) 名称 北上市大谷地特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 北上市地内の東北自動車道と市道第1073016号線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南に進み市道第1002015号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道第1002055号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道第1073016号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 遠野市室ノ木特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 遠野市宮守町地内の国道283号と県道下宮守田瀬線との交点を起点とし、起点から国道283号を南東に進み市道笠平線との交点に至り、同点から同市道を西に進み県道下宮守田瀬線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 奥州市前沢大曲特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市前沢地内の県道前沢東山線と生母黒石堤防との交点を起点とし、起点から県道前沢東山線を北西に進み市道船橋古館線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道内屋敷川岸場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進みさらに同市道の延長線を南東に進み奥州市前沢と奥州市水沢の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに南東に進み生母黒石堤防との交点に至り、同点から同堤防を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 奥州市衣川河内特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 奥州市衣川地内の県道栗駒平泉線と旧市道畦畑1号線を南東に進んだ延長線との交点を起点とし、起点から県道栗駒平泉線を東に進み衣川2号ダム天端通路との交点に至り、同点から同通路を南東に進み民有林4039林班と民有林4018林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに西に進み市道沼野嚙味線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み旧市道沼野嚙味線との交点に至り、同点から同旧市道を北西に進み県道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道大原線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み旧市道南股線との交点に至り、同点から同旧市道を北東に進み旧市道畦畑1号線との交点に至り、同点から同旧市道を南東に進み同旧市道の終点に至り、同点から県道栗駒平泉線までの延長線を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 一関市花泉町花泉特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 一関市花泉町地内の市道郷ノ里五輪堂線と市道北1号線との交点を起点とし、起点から市道郷ノ里五輪堂線を北に進み市道金流川左岸2号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み県道若柳花泉線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み上油田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北西に進み市道穴ノ沢花高線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道涌津境線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上油田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み深井沢作業道との交点に至り、同点から同作業道を西に進み林道深井沢線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み市道金森中央線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道二ツ壇清水原線との交点に至り、同点から同市道を南東に

進み市道北1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器